

第6章 公用負担及び公務災害補償

第1節 公用負担

1 公用負担

法第28条の規定により公用負担命令を行うときは、別記様式2による公用負担命令書を交付して行うものとする。

(1) 水防のため必要があるときは、水防管理者及び消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車馬その他運搬具又は器具の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他障害物の処分

(2) 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、またこれ等の者の命を受けた者は、別記様式1に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合は、これを呈示しなければならない。

(3) 公用負担の権限を行使する者は、別記様式2に定める証票を2通作成して、当該権限を行使する場合その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第 号		
公 用 負 担 権 限 委 任 証		
住 所		
職 名		
氏 名		
上記の者に 地区における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明する。		
年 月 日	委任者 氏名	印

縦9cm 横6cm

第 号		
公 用 負 担 命 令 書		
住 所		
氏 名		
水防法第28条第1項に規定により、次のとおり公用負担を命ずる。		
1 目的物		
(1) 所在地		
(2) 名 称		
(3) 種 類		
(4) 数 量		
2 負担内容 (使用、収用、処分等について詳記すること)		
年 月 日	命令者 職 氏名	印

(日本工業規格A4版)

2 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条の規定により損失を補償しなければならない。

第2節 公務災害補償

1 公務災害補償

法第24条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき、「北海道市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和32年2月13日条例第1号)の定めるところにより補償しなければならない。